第26号議案

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 新宿区長 吉住 健一

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

(新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部改正)

第1条 新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例(平成12年新宿 区条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表 2 都市計画事務の部 72 の項から 76 の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改め、同表備考 2 中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」は改め、同表備考 3 中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」に改め、同表備考 5 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

(新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の 一部改正)

第2条 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成19年新宿区条例第57号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第8項中「、建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律」を「、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 施行令」に改める。 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 69 号)の一部の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)の改正等に伴い、規定を整備する必要があるため